

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年4月28日

【会社名】 ジョンソン・エンド・ジョンソン
(Johnson & Johnson)

【代表者の役職氏名】 ヴァイス・プレジデント
(Vice President)
鶴 見 晃 二

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国、ニュージャージー州 08933
ニューブランズウィック
ジョンソン・エンド・ジョンソン・プラザ1
(One Johnson & Johnson Plaza, New Brunswick,
New Jersey 08933, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安 部 健 介

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03-5223-7700

【事務連絡者氏名】 弁護士 峯 岸 健 太 郎
弁護士 中 条 咲 耶 子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03-5223-7700

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 ジョンソン・エンド・ジョンソン記名式額面普通株式
(額面1.00米ドル)を目的とする新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0米ドル(0円)(注1)
15,704,992米ドル(1,721,267,123円)(注2)(注3)

(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額である。
(注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した見込額である。
(注3) 括弧内の円金額は、1米ドル=109.60円の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行の2016年4月7日現在の対顧客直物電信売買相場の仲値)により計算されている。1米ドル未満及び1円未満の金額は、それぞれ四捨五入してある。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注1) 別段の記載がある場合を除き、本書中の「当社」又は「ジョンソン・エンド・ジョンソン」は、文脈に応じてジョンソン・エンド・ジョンソン、又はジョンソン・エンド・ジョンソン及びその子会社を指す。
- (注2) 別段の記載がある場合を除き、本書中の「米ドル」、「ドル」、「U.S.\$」又は「\$」はアメリカ合衆国の法定通貨を表している。株式会社三菱東京UFJ銀行の2016年4月7日現在の対顧客直物電信売買相場の仲値は1米ドル=109.60円であった。本書において記載されている米ドル金額の日本円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表するものではない。1米ドル未満及び1円未満の金額は、それぞれ四捨五入してある。
- (注3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	154,167個（注1）
発行価額の総額	0米ドル（0円）
発行価格	0米ドル（0円）
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2016年5月11日（注2）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	ジョンソン・エンド・ジョンソン アメリカ合衆国、ニュージャージー州08933、ニューブランズウィック、 ジョンソン・エンド・ジョンソン・プラザ1
割当日	2016年5月11日（注2）
払込期日	該当事項なし
払込取扱場所	該当事項なし
摘要	<p>1 本募集は当社の「2012年長期インセンティブ・プラン」（以下「本プラン」という。）に基づき、ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社及びヤンセンファーマ株式会社の従業員75名（以下「付与対象者」という。）に付与される、株式を購入する権利（新株予約権）（以下「本新株予約権」という。）に関する募集である。本書に基づく本新株予約権証券の募集は、当社取締役会の報酬委員会（以下「委員会」という。）の2016年2月8日付決議により授けられたものである。</p> <p>2 本新株予約権の行使により取得される株式（下記に定義される。）は、当社が取得した既発行の自己株式である。</p> <p>3 「第三部 追完情報 - 2 新株予約権の募集について」に記載の通り、本募集と同様の募集がアメリカ合衆国、ヨーロッパ諸国などの海外の国々でもなされ、全世界（日本を除く。）で本プランの対象となる当社並びにその子会社及び適格関連会社の従業員数は8,485名である。</p>

(注1) 「発行数」は付与された本新株予約権が全て行使された場合に取得される1株当たり額面金額1.00米ドルの当社普通株式（以下「株式」という。）の数と同数である。

(注2) 本募集においては、当社から付与対象者に対して一方的に本新株予約権の付与に関する通知がなされる他は、付与対象者による特段の意思表示は必要としない。従って便宜上、上記申込期間及び割当日とは、付与対象者に対する本新株予約権に関する通知を行う日を意味する。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社記名式額面普通株式(額面1.00米ドル) (完全議決権株式であり、権利に何ら限定のない、当社における標準的な株式である。) (注1)
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個当たり1株 (全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数:154,167株)
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権1個当たり101.87米ドル(11,165円) (全ての本新株予約権が行使された場合の払込金額総額: 15,704,992米ドル(1,721,267,123円))
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	該当事項なし
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	該当事項なし
新株予約権の行使期間	2019年2月9日から2026年2月7日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	ジョンソン・エンド・ジョンソン アメリカ合衆国、ニュージャージー州08933、 ニューブランズウィック、 ジョンソン・エンド・ジョンソン・プラザ1
新株予約権の行使の条件	全ての付与された本新株予約権は付与日から3年後に権利確定し、権利確定日の翌日から行使可能となる。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 従業員が死亡又は障害による長期就労不能により当社を退職した場合には、権利が確定していない本新株予約権は、当該従業員の退職日に直ちに権利確定するものとする。権利が確定した本新株予約権は、その残存期間中に行使できるものとする。</p> <p>(2) 従業員が通常の定年退職(下記に定義される。)により当社を退職した場合には、権利が確定していない本新株予約権は、権利確定日(当該本新株予約権の付与日から3年後の応当日)に権利確定するものとする。但し、定年退職(下記に定義される。)の日から6ヶ月以内に付与された本新株予約権については、権利を喪失し、当該従業員が定年退職の日から18ヶ月以内に競合他社に採用された場合、当該従業員が競合他社により雇用された初日付で、権利が確定していない本新株予約権は権利を喪失するものとし、また、当該従業員が通常の定年退職の後に死亡した場合、残存する本新株予約権は、死亡日に直ちに権利確定するものとする。権利が確定した本新株予約権は、その残存期間中に行使することができるものとする。但し、当該従業員が定年退職の日から18ヶ月以内に競合他社に採用された場合、当該従業員が競合他社により雇用された初日付で、権利が確定した本新株予約権は権利行使期間がその日から3ヶ月間となる。</p> <p>「定年退職」とは、55歳に達した後の雇用の終了と定義される。退職者に対する特別な取扱いが、司法管轄圏の法律又は公共政策に違反すると判断された場合、自己都合退職の条件(下記(4)を参照のこと。)が適用される。</p> <p>「通常の定年退職」とは、(i)62歳以降の定年退職(日本の場合は60歳)又は(ii)(55歳に達した後の)定年退職で、在籍する全期間を通じて10年以上の勤続があり、かつ退職直前の連続した5年間の勤続条件を満たす場合を指す。</p> <p>(3) 従業員が早期定年退職(下記に定義される。)により当社を退職した場合には、権利が確定していない本新株予約権は、権利を喪失するものとする。権利が確定した本新株予約権は、退職後3年間行使することができるものとする。但し、当該従業員が定年退職の日から18ヶ月以内に競合他社に採用された場合、当該従業員が競合他社により雇用された初日付で、権利が確定した本新株予約権は権利行使期間がその日から3ヶ月間となる。</p> <p>「早期定年退職」とは、「通常の定年退職」(例えば、55歳以降の定年退職で5年間の勤続条件を満たすもの)に当てはまらない定年退職を指す。定年退職の定義については、上記(2)を参照のこと。</p> <p>(4) 従業員が雇用終了又は自己都合退職により当社を退職した場合には、権利が確定していない本新株予約権は、権利を喪失するものとする。権利が確定した本新株予約権は、退職後3ヶ月間行使することができるものとする。</p> <p>(5) 従業員が解雇により当社を退職した場合には、権利が確定していない本新株予約権及び権利が確定した本新株予約権は、権利を喪失するものとする。</p> <p>(6) 上記の権利が確定した本新株予約権の行使期間は、最大でも当初の権利行使期間となる。</p> <p>(7) 全ての本新株予約権は、付与日から10年後に失効するものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本プランに基づき本新株予約権の付与を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、遺言又は相続法及び分配法による場合以外に各本新株予約権につき売却、譲渡、質権設定、移転又はその他担保提供を行うことができず、各本新株予約権は、新株予約権者のみが生存中に行使することができるものとする。</p>

代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし
摘要	<p>合併、再編成、連結、資本再構成、株式の種類の変更、株式分割、株式併合、会社分割、結合若しくは株式交換、有価証券、財産若しくは現金の配当若しくは分配（定期的な四半期毎の現金配当を除く。）又はその他発行済株式の数若しくは種類に影響を及ぼすような事由若しくは取引の場合には、本プラン（及びその時点において残存している各本新株予約権）に基づき発行することができる株式の数及び種類、本プラン規則第5条及び第6条に規定される制限の対象となる株式の数及び種類、並びに残存している各本新株予約権の条件（当該本新株予約権の対象となる株式の数及び種類、並びに価格、権利確定及びその他の条件を含む。）は、管理者（下記に定義される。）によって公平に調整されるものとし、かかる調整は、管理者の単独の裁量により、1種類以上の株式を対象とする本新株予約権の形をとることができるものとする。かかる調整は、本プランの全ての目的において、最終的なものであり拘束力を有するものとする。かかる調整によりいかなる株式の端株も発行されないものとし、かかる調整は、それぞれの本新株予約権の間で統一されている必要はないものとする。本段落の反対趣旨の規定にかかわらず、本段落に記載する本新株予約権に対する調整は、1986年内国歳入法（その後の改正を含む。）第409条A並びに同法に基づく決定及び規則（以下「内国歳入法」という。）の下での新株予約権又は本プランに定義される株式評価益権の新たな付与につながらないような方法でなされるものとする。</p> <p>「管理者」とは、委員会又は（委員会が存在しない場合は）当社取締役会と定義される。</p> <p>本新株予約権が行使された場合には、本新株予約権の行使価格は、(a)現金若しくはその同等物、(b)行使の時点において本新株予約権の行使価格の合計と同等の公正市場価格（株式が取引される主要な証券取引所におけるある日の株式の売値の高値と安値の平均を意味する。かかる日に株式の売買がなかった場合には、管理者が評価のために適正であると単独の裁量により決定する単一又は複数の日における株式の売値の高値と安値の平均を意味する。ある特定の日に株式が証券取引所に上場されていなかった場合には、公正市場価格は、合理的な評価方法を使用して（及び必要な又は望ましい範囲で内国歳入法第409条Aに一致する方法で）当社取締役会が誠実に決定するものとし、かかる決定は最終的なものであり、全ての利害関係者を拘束するものとする。）総額を有する株式（本新株予約権に基づき発行可能な株式の売却による金額を支払うという仲介業者による取消不能の約束、従来から保有していた株式の引渡及び行使により交付可能な株式からの差し引きを含む。）、(c)(a)と(b)の組み合わせ、又は(d)管理者が認めるその他の方法により、全額が当社に支払われるものとする。</p> <p>新株予約権者は、当社及び/又は当社が随時指名する名義書換代理人若しくはその他の管理人の株主名簿上に株式の保有者として登録されるまで、本新株予約権に関する株式の保有者としていかなる権利も有さないものとする。本新株予約権の行使により当社の株主となった新株予約権者は、当該株式所有権の発生後に当社が配当決議を行った場合、各自の持株数に応じた配当を受領することができる。</p> <p>本新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式は、通常、振替制度によりその証券口座に預け入れられる。</p>

(注1) 当社の基本定款には、当社取締役会が、当社の基本定款に規定される通り、普通株式に加えて、1以上のシリーズの優先株式をあらゆる金額(但し、いかなる時も2,000,000株を超える優先株式が発行済であってはならない。)で適宜発行することができる旨が規定されている。かかるシリーズの優先株式は、議決権がないか、議決権が限定されているか、又は特別若しくは複式の議決権を享受するものとする。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
15,704,992米ドル (1,721,267,123円) (注1)	該当事項なし	15,704,992米ドル (1,721,267,123円)

(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した見込額である。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社の成功と成長に責任のある従業員に対してストック・オプションを付与すること、かかる者の利害と当社の株主の利害をより密接に関連させること、当社並びにその子会社及び関連会社が、多様かつ有能な集団であるかかる者につき、競争力のある方法での採用、維持及び動機付けを行うのを支援すること、並びにかかる者に関連する業績に連動した支払の促進を支援することを目的としており、資金調達を目的としていない。

また、本新株予約権の行使の決定は新株予約権者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を当社の資金計画に織り込むことは困難である。従って、事業目的のための資金に充当する予定であるが、具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定する。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他】

1【法律意見】

当社のアシスタント・ゼネラル・カウンセル兼秘書役であるトーマス・J・スペルマン3世から以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (a) 当社は、アメリカ合衆国ニュージャージー州の法令に基づき設立され、会社として有効に存続している。
- (b) 当社は、本書記載の、普通株式取得のためのストック・オプションの付与を行うために必要な全ての手続きを行っており、当社は、本書記載のストック・オプションの付与を正当かつ有効に行い得る。
- (c) 当社又は当社の代理人による有価証券届出書及びその訂正届出書の関東財務局長に対する提出は、当社により適法に授権されたものである。

2【その他の記載事項】

以下に記載する情報は、ジョンソン・エンド・ジョンソン2012年長期インセンティブ・プラン規則の訳文である。

ジョンソン・エンド・ジョンソン
2012年長期インセンティブ・プラン

1 目的

本プランの目的は、ジョンソン・エンド・ジョンソン（以下「当社」という。）並びにその子会社及び関連会社の成功と成長に責任のある従業員及び非従業員取締役に対して長期インセンティブを提供すること、かかる者の利害と当社の株主の利害をより密接に関連させること、当社並びにその子会社及び関連会社が、多様かつ有能な集団であるかかる者につき、競争力のある方法での採用、維持及び動機付けを行うのを支援すること、並びにかかる者に関連する業績に連動した支払の促進を支援することである。

2 定義

本プランにおいて、

「法」とは、1934年証券取引所法（その後の改正を含む。）又はそれを継承するものを意味する。

「管理者」とは、本プラン規則第3条に基づく本プランの管理者を意味する。

「報奨」とは、オプション、株式評価益権、制限付株式、業績連動株式、制限付株式ユニット又は業績連動株式ユニットの付与を意味する。

「報奨契約」とは、報奨の条件を定める書面若しくは電子的方法による契約又はその他の証書で、管理者がその時々において承認するものを意味する。報奨契約は、参加者及び当社（又は当社の権限ある代表者）の両者によって締結される契約、又は管理者が承認する証明書、通知若しくはその他の証書の形式によることができるものとする。

「取締役会」とは、当社取締役会を意味する。

「内国歳入法」とは、1986年内国歳入法（その後随時行われる改正を含む。）並びに同法に基づく決定及び規則を意味する。

「委員会」とは、取締役会の報酬委員会（若しくはそれを継承する委員会）又は本プラン規則第3条に従い本プランを管理するよう取締役会によって指定されたその他の委員会を意味する。

「普通株式」とは、1株当たり額面金額1.00米ドルの当社普通株式を意味する。

「当社」とは、ニュージャージー州法に基づく会社であるジョンソン・エンド・ジョンソン又は実質上その全ての事業を継承する者を意味する。

「就業障害」とは、管理者が別途決定する場合を除き、当社の人事及び/又は人材方針に基づく「就業障害」となったことによる当社又はその子会社若しくは関連会社での雇用の終了を意味する。

「配当相当額」とは、ある配当基準日に関して取締役会が宣言する普通株式1株に対する配当の金額と同等の金額（配当基準日現在のもの）を意味する。

「参加資格者」とは、当社又はその米国内の子会社の従業員である取締役、非従業員取締役、当社及びその米国内の子会社の従業員（当社の執行役員及び役員を含む。）、当社及びその子会社の米国外の子会社及び合併事業の従業員、並びにかかる合併事業に従事する合併事業パートナーの従業員を意味する。

ある日における「公正市場価格」とは、普通株式が取引される主要な証券取引所におけるその日の普通株式の売値の高値と安値の平均を意味する。かかる日に普通株式の売買がなかった場合には、管理者が評価のために適正であるとその単独の裁量により決定する単一又は複数の日における普通株式の売値の高値と安値の平均を意味する。ある特定の日において普通株式が証券取引所に上場されていなかった場合には、公正市場価格は、合理的な評価方法を使用して(及び必要な又は望ましい範囲で内国歳入法第409条Aに一致する方法で)取締役会が誠実に決定するものとし、かかる決定は最終的なものであり、全ての利害関係者を拘束するものとする。

「事業年度」とは、当社の事業年度を意味する。

「全額報奨」とは、オプション又は株式評価益権ではない報奨を意味する。

「インセンティブ・ストック・オプション」とは、内国歳入法第422条にて意味するところの「インセンティブ・ストック・オプション」として適格となるよう意図されたオプションを意味する。

「非従業員取締役」とは、ある特定の日において当社又はその子会社若しくは関連会社の従業員ではない取締役会の構成員を意味する。

「非適格ストック・オプション」とは、内国歳入法第422条にて意味するところの「インセンティブ・ストック・オプション」として適格となるよう意図されていないオプションを意味する。

「オプション」とは、本プランに基づき付与された権利で、特定の期間に特定の価格(1株当たりの価格)で普通株式を購入することができる権利を意味する。

「オプション行使価格」とは、オプションの対象となる普通株式の1株当たりの購入価格を意味する。

「参加者」とは、本プランに基づき報奨を受けた個人を意味する。

「実績に基づく除外」とは、内国歳入法第162条(m)により課される控除制限からの実績に基づく除外(内国歳入法第162条(m)(4)(C)又はそれを継承する規定に定められる。)を意味する。

「業績評価期間」とは、業績目標達成の評価対象となる、管理者が設定する期間を意味する。

「業績連動株式」とは、本プラン規則第7条(c)(iii)に記載される普通株式による報奨を意味する。

「業績連動株式ユニット」とは、特定の数の普通株式の価値に基づく金額で、管理者が決定する通り、現金、普通株式又はそれらの組み合わせにより支払われる報奨(本プラン規則第7条(c)(v)に記載される。)を意味する。

「本プラン」とは、本プラン規則に規定し随時修正されるジョンソン・エンド・ジョンソン2012年長期インセンティブ・プランを意味する。

「旧プラン」とは、ジョンソン・エンド・ジョンソン2005年長期インセンティブ・プランを意味する。

「適格業績基準」とは、本プラン規則第8条に規定される基準を意味する。

「制限付株式」とは、本プラン規則第7条(c)(ii)に記載される普通株式による報奨を意味する。

「制限付株式ユニット」とは、特定の数の普通株式の価値に基づく金額で、管理者が決定する通り、現金、普通株式又はその組み合わせにより支払われる報奨(本プラン規則第7条(c)(iv)に記載される。)を意味する。

「制限期間」とは、管理者が設定した譲渡制限が有効である期間を意味する。かかる制限(もしあれば)は、報奨の条件に従い失効するまで、あるいは、管理者が別途決定する時まで有効であるものとする。

「株式評価益権」とは、(a)株式評価益権が行使される日における普通株式1株の公正市場価格が(b)かかる株式評価益権の付与時にかかる株式評価益権に関して設定された普通株式1株当たりの行使価格(以下「行使価格」という。)を上回る額(もしあれば)に株式評価益権の行使の目的となる普通株式数を乗じた額に等しい金額の支払を受ける権利による報奨(本プラン規則第7条(b)に記載される。)を意味する。

「代替報奨」とは、当社が買収した会社又は当社若しくはその子会社若しくは関連会社と結合した会社が以前に付与した報奨又はかかる会社が将来報奨を行う権利若しくは義務の承継又は代わりとして、当社が付与する報奨又は発行する普通株式を意味する。

3 本プランの管理

(a) 本プランの管理者

本プランは、管理者（委員会がこれを務めるものとする。）が管理するものとし、委員会が存在しない場合は、取締役会が管理するものとする。当該権限の付与又は行使によって、いずれかの報奨又は取引が法第16条の短期売買差益の返還規定の適用対象となる（又はかかる規定に基づく適用除外に該当しなくなる）か、あるいは、内国歳入法第162条(m)における実績に基づく除外に適格となるよう意図された報奨が適格とならなくなる場合を除き、取締役会も管理者のあらゆる権限を行使することができるものとする。取締役会がなした許容される行為と管理者がなした行為が矛盾する場合は、取締役会の行為が優先されるものとする。

(b) 管理者の権限

本プランの明示的な規定に従うことを条件として、管理者は、本プランの管理に関連して必要又は適切であると判断する全ての事を行う権限（以下の権限を含むが、これらに限られない。）を有するものとする。

- ・本プランに基づき報奨を付与される者を選択する権限
- ・報奨が付与される時期及び報奨の付与前に満たすべき条件を決定する権限
- ・参加者に報奨を付与し、報奨の条件（時期、種類、規模、適用される行使又は買取価格（もしあれば）、報奨が行使可能となる若しくは権利確定するか又は権利を喪失して失効する状況（時間の経過、継続雇用、業績基準の充足、一定の事由の発生又はその他の要因を条件とすることができるが、条件としなくてもよい。）及びその他の報奨の条件を含む。）を決定する権限
- ・業績目標、又は報奨の付与、発行、行使可能性、権利確定及び／若しくは報奨の維持に係るその他の条件の充足の程度を設定し検証する権限
- ・報奨契約により報奨を証すべきか否か決定する権限。報奨契約により証する場合には、かかる報奨契約の条項（本プランと一致するものとする。）を規定及び修正し、報奨契約の当事者となるべき者を決定する権限
- ・本プランに基づき参加者が当社に対して交付しなければならない書類又は通知の条件又は様式を決定する権限
- ・報奨の全部又は一部の支払を繰り延べるか否か、かかる支払を繰り延べる時期及びかかる支払を繰り延べる条件を決定する権限
- ・報奨の支払又は行使に関する指針及び／又は手続きを決定する権限
- ・本プランに関連する規則の規定、修正及び廃止、並びに本プランに別段の定めのない用語の定義を行う権限
- ・本プラン規則第10条に基づく調整が求められる範囲を決定する権限
- ・本プラン、本プランに基づく規則及び本プランに基づき付与された報奨の条件を解釈し、特別な状況を勘案して、当社の利益のために必要であると管理者が誠実に判断する場合にこれらの規定の例外を設ける権限

- ・報奨のドキュメンテーション又は管理における是正を承認する権限
- ・本プランの管理に関して必要又は望ましいとみなされるその他全ての決定を行う権限

(c) 管理者による決定

本プラン、本プランに基づく規則及び本プランに基づき付与された報奨の条件又は運営に関して管理者が行う全ての決定、判断、解釈及び行為は、最終的なものであり、全ての関係当事者(当社、その株主、全ての参加資格者、受益者、相続人、譲受人又は本プラン若しくは報奨に基づく権利を保有若しくは主張するその他の者を含む。)を拘束するものとする。管理者は、その単独かつ完全なる裁量により、かかる決定、判断及び解釈を行うに当たって関連すると考える要素(当社の役員又はその他の従業員並びに管理者が選定した弁護士、コンサルタント及び会計士の勧告又は助言を含むが、これらに限られない。)を考慮するものとする。

(d) 権限の委任

法律により禁止されない範囲において、管理者は、本プランに基づく権限を1若しくは複数の管理者の構成員又はその他の者に委任することができるものとする。但し、法第16条に服する参加資格者に対する報奨に関しては、かかる委任は行えないものとする。本第3条(d)に従い管理者がその権限を委任する者は、委任を受けた者からではなく管理者から直接付与される報奨である場合に限り、報奨を受けることができるものとする。

(e) 書類の作成及び補佐の提供

管理者は、管理者を代理して書類を作成し又はその他本プランの管理及び運営において管理者を補佐する当社又はその子会社若しくは関連会社の従業員を指名することができるものとする。

(f) 統一性の不要

報奨に適用される条件(報奨契約を含むが、これに限られない。)は、全ての報奨の間、同種類の全ての報奨の間、同一の参加者に付与された全ての報奨の間又は同時に付与された全ての報奨の間で統一されている必要はないものとする。

4 参加資格

本プランの条件に従い、管理者は随時、全ての参加資格者の中から本プラン規則第7条に基づき報奨を付与されるべき者を選定することができるものとする。インセンティブ・ストック・オプションとして適格となるよう意図しているオプションは、管理者が選定した当社又は内国歳入法にて意味するところの子会社の従業員に対してのみ付与することができるものとする。

5 本プランの対象となる普通株式

(a) 総額の上限

本プランに基づき発行することができる普通株式の総数は、650,000,000株に、効力発生日現在において残存する旧プランに基づく報奨（かかる報奨を以下「旧プラン報奨」という。）の対象であった普通株式で、後に消却され、失効し、権利喪失するか若しくはその他旧プラン報奨に基づき発行されていないもの又は現金により清算されているものを加えた数を超えないものとする。オプション又は株式評価益権に基づき発行された普通株式は、本プランに基づき発行することができる株式の数に関して1対1の割合で勘定されるものとし、オプション又は株式評価益権以外の報奨に基づき発行された普通株式は、この発行可能普通株式数の制限に関して当該報奨の対象となる普通株式1株につき5.99株の普通株式として勘定されるものとする。旧プラン報奨の対象となる普通株式で、効力発生日後に消却され、失効し、権利喪失するか若しくはその他旧プラン報奨に基づき発行されていないもの又は現金により清算されているものは、かかる株式が旧プランに基づき付与されたオプション又は株式評価益権の対象であった場合は、1株の普通株式として、また、かかる株式が旧プランに基づき付与されたオプション又は株式評価益権以外の報奨の対象であった場合は、5.99株の普通株式として、本プランに基づき発行することができる普通株式の数に加算されるものとする。本プランに基づく付与に利用可能な普通株式の総数及び本プラン規則第10条に記載されるいずれかの事由の発生時点において残存している報奨の対象となる普通株式の数は、本プラン規則第10条に規定される通り、調整がなされるものとする。

(b) 株式の発行

- (i) 本プラン規則第5条(a)において、いずれかの時点において本プランに基づき発行された普通株式の総数は、報奨の行使又は清算により実際に発行された普通株式の数と等しいものとし、報奨の対象となる普通株式で、消却され、失効し、権利喪失し、又はその他報奨に基づいて発行されていないもの、及び報奨の対象となる普通株式で現金により清算されているものは、本プランに基づき発行された普通株式として勘定されないものとする。
- (ii) オプション若しくは株式評価益権以外の報奨（又は旧プランに基づき付与されたオプション若しくは株式評価益権以外の報奨）の対象であった普通株式で、報奨に関連する源泉徴収税を支払うために当社が留保しているものは、発行可能な普通株式の総数に戻し入れられる（又は旧プラン報奨については、加算される）ものとする。

(iii)上記にかかわらず、(a)株式にて清算される株式評価益権(又は旧プランに基づき付与された株式評価益権)の対象であるが、当該株式評価益権(又は旧プランに基づき付与された株式評価益権)のネット清算又はネット行使により発行されなかった普通株式、(b)オプション(又は旧プランに基づき付与されたオプション)の行使価格の支払のため当社に交付されるか、当社が留保する普通株式、(c)オプション若しくは株式評価益権(又は旧プランに基づき付与されたオプション若しくは株式評価益権)に関連する源泉徴収税の支払のため当社に交付されるか、当社が留保する普通株式、又は(d)オプション(又は旧プランに基づき付与されたオプション)の行使による現金での手取金をもって公開市場において買い戻された普通株式は、発行可能な普通株式の総数に直し入れられない(又は旧プラン報奨については、加算されない)ものとする。本第5条に従い付与に再び利用することができるようになった普通株式は、かかる株式が本プランに基づき付与されたオプション若しくは株式評価益権又は旧プランに基づき付与されたオプション若しくは株式評価益権の対象であった場合は、1株の普通株式として、かかる株式が本プランに基づき付与されたオプション又は株式評価益権以外の報奨の対象であった場合は、5.99株の普通株式として、また、かかる株式が旧プランに基づき付与されたオプション又は株式評価益権以外の報奨の対象であった場合は、5.99株の普通株式として、直し入れられるものとする。

(c) 発行される株式

本プランに基づき当社が発行する普通株式の調達源は管理者が決定するものとし、その全部又は一部は、未発行授權株式、自己株式又は公開市場において取得した株式で構成することができるものとする。

(d) 代替報奨

代替報奨の付与は、各事業年度において本プランに基づき発行することができる普通株式又は参加資格者に対して付与することができる普通株式を減少させないものとする。

6 報奨の上限

1事業年度中に参加資格者1名に付与することができるオプション及び株式評価益権の総数は、目的となる普通株式数で5,000,000株(非従業員取締役である参加資格者の場合は、50,000株)を上限とする。1事業年度中に参加資格者1名に付与することができる全額報奨の総額は、目的となる普通株式数で500,000株(非従業員取締役である参加資格者の場合は、5,000株)を上限とし、かかる数は、内国歳入法第162条(m)に基づく「業績連動型報酬」として適格となるよう意図された報奨の適格性に影響を及ぼさない範囲内においてのみ、本プラン規則第10条に従い計算及び調整され、連動する株式評価益権は勘定に入れないものとする。1事業年度超の業績評価期間に関していずれかの参加資格者に付与することができる全額報奨(オプション及び株式評価益権を除く。)に基づく株式の数の上限は、上記の年間上限に業績評価期間における事業年度数(1事業年度未満の事業年度を除く。)を乗じたものを上回らないものとする。インセンティブ・ストック・オプションの行使により発行することができる株式の総数は、140,000,000株を上回らないものとし、かかる数は、内国歳入法第422条に基づくインセンティブ・ストック・オプションとして適格となるよう意図されたオプションの適格性に影響を及ぼさない範囲内においてのみ、本プラン規則第10条に従い計算及び調整されるものとする。

7 参加資格者に対する報奨

(a) オプション

(i) 付与

本プランの条件に従い、オプションは参加資格者に付与することができるものとする。オプションは、管理者が決定する通り、インセンティブ・ストック・オプション又は非適格ストック・オプションから成るものとする。オプションは、単独で又は株式評価益権と連動して付与することができるものとする。株式評価益権と連動して付与されたオプションに関しては、かかるオプション又は株式評価益権のいずれかの行使と同時に、同数の連動する株式評価益権又はオプション(場合による。)が消却されるものとする。

(ii) オプション行使価格

オプション行使価格は、代替報奨として付与されたオプションである場合を除き、オプションの付与日における普通株式1株の公正市場価格と同額又はそれ以上であるものとする。

(iii) 有効期間

各オプションの有効期間は、管理者がその単独の裁量により決定するものとする。但し、いかなる場合においても、付与日から10年を超えないものとする。

(iv) インセンティブ・ストック・オプションに係る制限

インセンティブ・ストック・オプションは、付与日において当社（又は当社の子会社（内国歳入法第424条にて意味するところのもの）、若しくは当社若しくはその子会社の合併事業若しくは合併事業パートナー）の従業員である参加資格者に対してのみ付与することができるものとする。ある暦年にいずれかの参加者が当社（又は当社の親会社若しくは子会社（内国歳入法第424条にて意味するところのもの））の全てのプランに基づき初めて行使することができるインセンティブ・ストック・オプションの目的となる普通株式の公正市場価格（インセンティブ・ストック・オプションの付与日に決定される。）の総額は、100,000米ドル又は内国歳入法及び/若しくは適用ある規則により後に規定されるその他の金額を超えないものとする。但し、かかる上限を超えた場合には、超過分の普通株式にかかるオプションは非適格ストック・オプションとみなされるものとする。インセンティブ・ストック・オプションは、管理者が望ましいとみなす条件を含むものとする。但し、いかなる場合においても、内国歳入法第422条に基づくインセンティブ・ストック・オプションとして適格となるために必要な全ての条件に一致し、かつ、かかる条件を含むか又は含んでいるとみなされるものとする。全てのインセンティブ・ストック・オプションは、本プランが当社の株主により承認された直近の日から10年以内に付与されなければならないものとする。

(v) 価格改定の禁止

本プラン規則第10条に従い行われる調整の場合を除き、本プランに基づき付与されたオプションのうち残存しているもののオプション行使価格は、付与日後に減額することはできないものとし、かつ、公正市場価格を超える行使価格のオプションのうち残存しているものは、当社の株主による承認なしに、現金、オプション行使価格のより低い新たなオプションの付与又は他の報奨の付与を対価として当社に返還することはできないものとする。

(vi) 支払

オプションが行使された場合には、オプション行使価格は、(a)現金若しくはその同等物、(b)行使の時点においてオプション行使価格の合計と同等の公正市場価格総額を有する普通株式（オプションに基づき発行可能な株式の売却による金額を支払うという仲介業者による取消不能の約束、従来から保有していた株式の引渡及び行使により交付可能な株式からの差し引きを含む。）、(c)(a)と(b)の組み合わせ、又は(d)管理者が認めるその他の方法により、全額が当社に支払われるものとする。

(vii) 雇用の終了

参加者の雇用が終了した場合、当該参加者がその時に保有しているオプションを行使する権利の取扱いについては、報奨契約において規定される通り又は管理者によって別途決定される通りとする。

(b) 株式評価益権

(i) 付与

本プランの条件に従い、株式評価益権は参加資格者に付与することができるものとする。株式評価益権は、単独で又はオプションと連動して付与することができるものとする。オプションと連動して付与された株式評価益権に関しては、かかるオプション又は株式評価益権のいずれかの行使と同時に、同数の連動する株式評価益権又はオプション（場合による。）が消却されるものとする。

(ii) 行使価格

本プランに基づき付与された株式評価益権の対象となる普通株式1株当たりの行使価格は、代替報奨として付与された株式評価益権である場合を除き、株式評価益権の付与日における公正市場価格と同額又はそれ以上であるものとする。

(iii) 有効期間

各株式評価益権の有効期間は、管理者がその単独の裁量により決定するものとする。但し、いかなる場合においても、付与日から10年を超えないものとする。

(iv) 価格改定の禁止

本プラン規則第10条に従い行われる調整の場合を除き、本プランに基づき付与された株式評価益権のうち残存しているものの行使価格は、付与日後に減額することはできないものとし、かつ、公正市場価格を超える行使価格の株式評価益権のうち残存しているものは、当社の株主による承認なしに、現金、行使価格のより低い新たな株式評価益権の付与又は他の報奨の付与を対価として当社に返還することはできないものとする。

(v) 株式評価益権の清算

株式評価益権は、管理者が決定する通り、現金、普通株式又は現金と株式の組み合わせで清算することができるものとする。

(vi) 雇用の終了

参加者の雇用が終了した場合、当該参加者がその時に保有している株式評価益権を行使する権利については、報奨契約において規定される通り又は管理者によって別途決定される通りとする。

(c) 制限付株式／制限付株式ユニット及び業績連動株式／業績連動株式ユニット

(i) 付与

本プランの条件に従い、制限付株式、業績連動株式、制限付株式ユニット及び／又は業績連動株式ユニットは参加資格者に付与することができるものとする。

(ii) 制限付株式

制限付株式は、管理者が設定することができる譲渡制限及びその他の条件を付することができる普通株式による報奨である。

(iii) 業績連動株式

業績連動株式は、管理者が決定する通り業績評価期間における1つ以上の業績目標の達成をその付与、権利確定、獲得及び/又は清算の条件とし、管理者が設定することができる譲渡制限及びその他の条件に服する普通株式による報奨である。業績目標は、適格業績基準の達成に基づいても、基づかなくてもよく、また、業績連動株式は、内国歳入法第162条(m)における実績に基づく除外に適格となるよう意図されても、意図されなくてもよいものとする。

(iv) 制限付株式ユニット

制限付株式ユニットは、管理者が設定することができる条件に従い普通株式1株の公正市場価格に基づく金額を受領する権利による報奨である。その条件に従い支払期限が到来している制限付株式ユニットは、管理者が決定する通り、現金、普通株式又は現金と株式の組み合わせにより清算されるものとする。制限付株式ユニットを保有する者は、かかる制限付株式ユニットに関する支払が普通株式により実際に行われるまで、かかる制限付株式ユニットが関連する普通株式に対する所有権を有さないものとする。

(v) 業績連動株式ユニット

業績連動株式ユニットは、管理者が決定する通り業績評価期間における1つ以上の業績目標の達成をその付与、権利確定、獲得及び/又は清算の条件とし、管理者が設定することができる譲渡制限及びその他の条件に服する、普通株式1株の公正市場価格に基づく金額を受領する権利による報奨である。業績目標は、適格業績基準の達成に基づいても、基づかなくてもよく、また、業績連動株式ユニットは、内国歳入法第162条(m)における実績に基づく除外に適格となるよう意図されても、意図されなくてもよいものとする。その条件に従い支払期限が到来している業績連動株式ユニットは、管理者が決定する通り、現金、普通株式又は現金と株式の組み合わせにより清算されるものとする。業績連動株式ユニットを保有する者は、かかる業績連動株式ユニットに関する支払が普通株式により実際に行われるまで、かかる業績連動株式ユニットが関連する普通株式に対する所有権を有さないものとする。

(vi) 条件

管理者は、本プランに基づき付与された制限付株式、業績連動株式、制限付株式ユニット又は業績連動株式ユニットに、望ましいとみなす条件及び/又は制限を課すものとする。かかる条件及び/又は制限には、参加者がかかる報奨のそれぞれについて規定の購入価格を支払うという要件、権利喪失条件、譲渡制限、特定の業績目標の達成に基づく制限(本プラン規則第8条又はその他に記載される。)、権利確定に関する時間ベースの制限、及び/又は適用ある連邦証券法若しくは州証券法上の制限が含まれる。管理者が別途決定する場合を除き、業績連動株式及び業績連動株式ユニットは、12ヶ月以上の業績評価期間に服するものとし、また、制限付株式及び制限付株式ユニットは、付与日から36ヶ月が経過するまでその全額につき権利確定又は清算をすることはできないが、かかる期間にわたり比例按分による権利確定の対象とすることができるものとする。但し、(i)管理者は、参加者の死亡若しくは就業障害の場合における、又は支配権の変更に関連して、当該各報奨の全ての条件の充足及び/又は失効について定めることができ、(ii)管理者は、参加者が得た報酬の支払又は清算に際して付与される報奨の場合は当該制限又は制約は適用されないと定めることができ、(iii)委員会は、本第7条(c)(vi)に記載される12ヶ月又は36ヶ月の制限を考慮せずに、1名以上の参加者に対して本プランに基づき発行することができる普通株式の総数(本プラン規則第5条(a)に記載される。)の5%を上限とする発行がなされるような制限付株式、業績連動株式、制限付株式ユニット又は業績連動株式ユニットを付与することができ、(iv)非従業員取締役に対して付与される制限付株式、業績連動株式、制限付株式ユニット及び業績連動株式ユニットは、本第7条(c)(vi)に記載される12ヶ月又は36ヶ月の制限を受けないものとする。業績連動株式又は業績連動株式ユニットが内国歳入法第162条(m)における実績に基づく除外に適格となるよう意図されているものである限り、適用ある制限は、本プラン規則第8条に記載される通り、業績評価期間中の適格業績基準の達成に基づくものとする。

(vii) 譲渡制限

制限付株式及び業績連動株式は、制限期間中に、売却、移転、譲渡若しくはその他の方法で処分することはできないものとし、又は、担保、質権若しくはその他抵当権を設定することはできないものとする。制限付株式及び業績連動株式に課された制限を実施するために、管理者は、管理者が必要又は望ましいとみなす(a)「譲渡停止」指図を発行せしめ及び/又は(b)説明文を当該報奨を証する株券(もしあれば)に記載せしめることができるものとする。制限付株式ユニット及び業績連動株式ユニットは、いかなる時においても、売却、移転、譲渡若しくはその他の方法で処分することはできないものとし、又は、担保、質権若しくはその他抵当権を設定することはできないものとする。

(viii) 配当受領権

管理者が別途決定する場合を除き、制限期間中に、(a)制限付株式を保有する参加者は、現金若しくはその他の財産による配当を受領する権利又はかかる株式に関する分配受領権を有するものとし、(b)制限付株式ユニットを保有する参加者は、基礎となる普通株式に関する配当相当額を受領する権利を有さないものとする。管理者は、かかる配当若しくは分配が、追加の制限付株式に自動的に再投資され、及び/又は、かかる配当若しくは分配がなされた制限付株式と同様の譲渡制限に服するか否か、また、かかる配当又は分配を現金で支払うか否かを決定するものとする。制限期間中に、業績連動株式を保有する参加者は、現金若しくはその他の財産による配当を受領する権利又はかかる株式に関する分配受領権を有さないものとし、業績連動株式ユニットを保有する参加者は、基礎となる普通株式に関する配当相当額を受領する権利を有さないものとする。

(ix) 議決権

制限期間中に、制限付株式又は業績連動株式を保有する参加者は、かかる株式の登録保有者として議決権を行使する権利を有するものとし、制限付株式ユニット又は業績連動株式ユニットを保有する参加者は、基礎となる普通株式に関する議決権を有さないものとする。

(x) 株式に関する所有権の証拠

本プランに基づき発行された各制限付株式及び業績連動株式は、当社又はその指名する者の帳簿及び記録に該当する参加者の名義で登録された当該報奨に関する持分（又は、当該報奨に関して物理的な株券が発行される場合には、1若しくは複数の株券）（場合による。）により証されるものとする。但し、この場合、本プラン規則第7条(c)(vii)により課された譲渡制限に服するものとする。当該報奨に適用される制限に従い制限付株式又は業績連動株式が権利喪失した場合には、かかる持分又は株券（場合による。）は失効するものとする。制限付株式及び業績連動株式に適用される制限期間の終わりに、当社は、参加者がその時点で権利を有する普通株式に関して、適用ある譲渡制限を解除せしめるものとする。制限付株式ユニット又は業績連動株式ユニットに関しては、当該報奨が普通株式により支払われるまで、いかなる所有権も記録されず、物理的な株券も発行されないものとする。

8 適格業績連動型報酬

(a) 総則

本プランの条件に従い、管理者は、業績基準及びかかる基準に対する達成水準(これにより、報奨に基づいて若しくは報奨の清算において付与、保有、権利確定若しくは発行がなされるか、発行可能な普通株式の数又は報奨に基づき支払うべき金額が決定される。)を設定することができるものとする。かかる基準は、適格業績基準又は財務実績及び/若しくは個人実績の評価に係るその他の基準を基にすることができるものとする。また、管理者は、報奨又はその一部が内国歳入法第162条(m)における実績に基づく除外に適格となるよう意図されていると定めることができるものとする。但し、内国歳入法第162条(m)における実績に基づく除外に適格となるよう管理者によって意図されたかかる報奨又はその一部に関する業績基準は、管理者によって選定され、当該報奨の付与の際に指定される1つ以上の適格業績基準に基づく基準であるものとする。管理者は、内国歳入法第162条(m)における実績に基づく除外に適格となるよう意図されている報奨の支払、清算又は権利確定より前に、適格業績基準の充足の程度及びその結果として支払うべき金額を認定するものとする。

(b) 適格業績基準

「適格業績基準」とは、個々に、代替的に、又はいずれかの組み合わせで、個々の参加者に関連する目標又は当社全体の目標若しくは当社の子会社、事業部門、部署、地域、機能若しくは事業体に関連する目標に関して示され、また、いずれの場合にも管理者によって指定される通り、絶対的基準で又は事前に設定された目標、前年の業績若しくは指定された比較対象群に対して相対的に、年1回又は数年にわたって累積的に評価される、以下の業績基準又はかかる業績基準の派生物のうち1つ以上のものを意味する。

- (i) キャッシュ・フロー(配当前又は後)
- (ii) 利益(税引前又は後で、金利・税金・減価償却前利益を含む。)
- (iii) 1株当たり利益
- (iv) 1株当たり帳簿価額
- (v) 株価
- (vi) 株主資本利益率
- (vii) 株主還元総額
- (viii) 製品品質評価
- (ix) 資本構成の改善
- (x) 運転資金
- (xi) 資本利益率(総資本利益率又は投下資本利益率を含む。)
- (xii) 資産利益率又は純資産利益率
- (xiii) 投資利益率
- (xiv) 売上利益率
- (xv) 時価総額

- (xvi) 経済付加価値
- (xvii) 売上成長
- (xviii) 生産性向上
- (xix) 負債レバレッジ（資本金に対する負債の比率）
- (xx) 売上高
- (xxi) 収入又は純収入
- (xxii) 営業収入
- (xxiii) 総利益、営業利益又は営業純利益
- (xxiv) 営業利益率又は利益率の維持又は改善
- (xxv) 営業収益利益率
- (xxvi) 営業活動によるキャッシュ・フロー
- (xxvii) 営業比率
- (xxviii) 営業収益
- (xxix) 市場シェア
- (xxx) 製品開発又は製品発売のスケジュール
- (xxxi) 新製品イノベーション
- (xxxii) 経済的利益
- (xxxiii) 特定可能な事業ユニット又は製品の収益性
- (xxxiv) 先進技術による製品原価削減
- (xxxv) ブランド認知 / 受容
- (xxxvi) 製品出荷目標
- (xxxvii) 経費削減（費用管理を含む。）
- (xxxviii) 顧客サービス
- (xxxix) 顧客満足
- (xl) 資産又は子会社の売却

(c) 負の裁量

適格業績基準の達成にかかわらず、管理者は、管理者がその単独の裁量により決定するさらなる検討に基づいて、内国歳入法第162条(m)における実績に基づく除外に適格となるよう意図されている報奨（又はその一部）に基づき、参加者につき付与され、発行され、保持可能であり及び / 若しくは権利確定する普通株式の数又は参加者に対して支払われる金額を削減する権限を有するものとする（但し、増加させる権限は有さないものとする。）。

(d) 特別事由

報奨の付与後いつでも（又は随時）、かつ、内国歳入法第162条(m)及びそれに基づく規則により許可される範囲において、実績に基づく除外による報奨の取扱いに悪影響を及ぼすことなく、管理者は、その単独の裁量により、(A)会計原則審議会の意見書第30号（APB意見書第30号）により設定された基準又はその他の適用ある若しくは継承の会計基準に従い決定される、再編費用、廃止事業、特別項目、及び本質的に特別又は異常である、又は事業セグメントの処分に関連する、又は会計原則の変更に関連すると判断される全ての損益又は費用項目の影響、並びに会計方針変更の累積的影響（いずれの場合においても、一般に公正妥当と認められた会計原則に従い決定されるか、又は当社の財務書類若しくは財務書類に対する注記において特定される。）をなくすために、適格業績基準に基づく業績評価を適切に調整するものとし、また(B)業績評価期間中に発生した(i)資産評価損、(ii)訴訟、請求、判決又は和解、(iii)税法又は報告された業績に影響を及ぼすその他の法律若しくは規定の改正の影響、(iv)更生及び再編プログラムに関する未払費用、並びに(v)本プラン又は当社が維持するその他の報酬取決めに基づく支払金額の未払費用のいずれかを除外するために、適格業績基準に基づく業績評価を適切に調整することができるものとする。

(e) 解釈

内国歳入法第162条(m)における実績に基づく除外の条件を満たすよう意図されている報奨に関して、(A)管理者は、内国歳入法第162条(m)及びそれに基づく規則を踏まえて、本プランを解釈するものとし、(B)管理者は、内国歳入法第162条(m)及びそれに基づく規則による報奨の取扱いに悪影響を及ぼすような方法で報奨を修正する裁量を有さないものとし、(C)適格業績基準が満たされたことを管理者が初めに認定するまでかかる報奨は支払われないものとする。

9 支払の繰延及びオプション又は株式評価益権による利益の繰延の禁止

本プランの条件に従い、管理者は、参加者に対する報奨の全部又は一部（現金、普通株式又はそれらの組み合わせのいずれで支払われるかを問わない。）を繰り延べることを決定することができ、又は、その単独の裁量により参加者が行った繰延の選択を承認することができるものとする。繰延は、管理者がその単独の裁量により決定することができる期間及び条件でなされるものとする。上記にかかわらず、オプション又は株式評価益権による利益の繰延は、本プランにおいて許可されないものとし、また、いずれかの報奨に関する普通株式の交付又はその他の支払の繰延は、管理者が、その単独の裁量により、かかる繰延によって内国歳入法第409条A(a)(1)(B)に基づく加算税の賦課につながると判断するときには、いかなる場合においても認められないものとする。いずれの報奨も、内国歳入法第409条Aを遵守しない報酬の繰延を認めないものとする。但し、当該報奨は内国歳入法第409条Aを遵守するよう意図されていないと管理者が付与時に明示的に定める場合はこの限りではない。当社は、内国歳入法第409条Aの適用を免除されること又は内国歳入法第409条Aに遵守していることを意図された報奨がそのように免除又は遵守がなされなかった場合にも、また管理者によるいかなる行為についても、参加者又はその他の当事者に対していかなる責任も負わないものとする。

10 希薄化及びその他の調整

合併、再編成、連結、資本再構成、株式の種類の変更、株式分割、株式併合、会社分割、結合若しくは株式交換、有価証券、財産若しくは現金の配当若しくは分配（定期的な四半期毎の現金配当を除く。）又はその他発行済普通株式の数若しくは種類に影響を及ぼすような事由若しくは取引の場合には、本プラン（及びその時点において残存している各報奨）に基づき発行することができる普通株式の数及び種類、本プラン規則第5条及び第6条に規定される制限の対象となる普通株式の数及び種類、並びに残存している各報奨の条件（当該報奨の対象となる普通株式の数及び種類、並びに価格、権利確定及びその他の条件を含む。）は、管理者によって公平に調整されるものとし、かかる調整は、管理者の単独の裁量により、1種類以上の普通株式を対象とする報奨の形をとることができるものとする。かかる調整は、本プランの全ての目的において、最終的なものであり拘束力を有するものとする。かかる調整によりいかなる普通株式の端株も発行されないものとし、かかる調整は、それぞれの報奨又は種類の異なる報奨の間で統一されている必要はないものとする。本プラン規則第10条の反対趣旨の規定にかかわらず、本プラン規則第10条に基づくオプション又は株式評価益権に対する調整は、内国歳入法第409条Aの下でのオプション又は株式評価益権の新たな付与につながらないような方法でなされるものとする。

11 報酬回収方針

本プランの条件に従い、管理者は、各参加者及び／又は各報奨（報奨の対象となる普通株式を含む。）は、当社がその時々において維持する回復、回収、補填、及び／又はその他の権利喪失に係る方針（当社の報酬回収方針（その後随時行われる変更を含む。）及びそれを継承するものを含むが、これらに限られない。）に服すると定めることができるものとする。

12 報奨の対象となる有価証券に対する条件及び制限

管理者は、オプション若しくは株式評価益権の行使により発行されたか、又はその他いずれかの報奨の対象となる若しくはいずれかの報奨に基づき発行された普通株式は、当該オプション若しくは株式評価益権の行使又は当該報奨の付与、権利確定若しくは清算より前に管理者がその裁量により指定する追加の合意、制限、条件又は制約（権利確定又は譲渡可能性に関する条件、権利喪失又は買戻しの規定及び当該報奨の行使、権利確定又は清算により発行された普通株式に係る支払の方法（参加者が既に保有している普通株式の現実の引渡又は擬制的引渡を含む。）又は報奨に関連して発生する税金の支払を含むが、これらに限られない。）に服すると定めることができるものとする。上記を制限することなく、かかる制限は、報奨に基づき発行された株式の参加者による転売又はその他参加者によるその後の譲渡の時期及び方法に対応できるものとし、(i)インサイダー取引に関する方針又は適用法に基づく制限、(ii)参加者及び当社のその他の株式報酬取決めの保有者による売却の時期を遅らせ、及び／又はかかる売却の方法を調整することを目的とした制限、(iii)当該転売又はその他の譲渡のための特定の仲介業者の使用に関する制限、並びに(iv)源泉徴収又はその他の義務を満たすために、普通株式を公開市場において売却するか、又は当社に対して売却することを求める規定を含むが、これらに限られない。

13 法令遵守

本プラン、本プランに基づく報奨の付与、発行、権利確定、行使及び清算、並びに当該報奨に基づき普通株式を売却、発行又は交付する当社の義務は、全ての適用ある外国、連邦、州及び地方の法律、規則及び規制、並びに証券取引所の規則及び規制に服するものとし、必要な政府又は規制機関の承認を得ることを条件とする。当社は、管理者が必要又は望ましいと判断する外国、連邦、州若しくは地方の法律又は政府機関の通達若しくは規制に基づく普通株式の登録又は資格認定の完了より前に、当該普通株式を参加者の名義で登録する又は当該普通株式を交付する義務を負わないものとする。管轄権を有する規制機関からの許可（当社のカウンセラーが本プランに基づく普通株式の適法な発行及び売却にとって必要であるとみなすもの）につき、当社がそれを取得できない場合又はその取得が実行不可能であると管理者がみなす場合、当社並びにその子会社及び関連会社は、かかる必要な権限を取得していない普通株式の発行又は売却ができなかったことに関する責任を免除されるものとする。オプションの基礎となる普通株式に関する登録届出書が有効かつ最新である場合又はかかる登録が不必要であると当社が判断している場合でなければ、いかなるオプションも行使することはできず、その他の報奨に基づきいかなる普通株式も発行及び/又は譲渡することはできないものとする。

米国外において雇用されるか又は役務を提供している参加者に対して報奨が付与されるか、又は報奨がかかる参加者に保有される場合、管理者は、その単独の裁量により、適用ある外国の法律を遵守するため、又は地方の法律、通貨、若しくは租税政策の相違に合わせるため、かかる参加者に関連する本プラン又は当該報奨の規定を修正することができるものとする。また、委員会は、かかる外国の法律を遵守し、母国以外の国で雇用された参加者についての税負担均等化に関する当社の義務を最小限にするため、報奨の付与、発行、行使、権利確定、清算又は保持に関する条件を課すことができるものとする。

14 譲渡可能性

参加者は、遺言又は相続法及び分配法による場合以外に各報奨につき売却、譲渡、質権設定、移転又はその他担保提供を行うことができず、各オプション又は株式評価益権は、参加者のみがその生存中に行使することができるものとする。

15 源泉徴収税

適用ある連邦、州、地方又は外国の法律により求められる場合、参加者は、オプションの行使、インセンティブ・ストック・オプションに基づき発行された普通株式の処分、報奨の権利確定若しくは清算、内国歳入法第83条(b)に基づく選択又はその他報奨に関することを理由として生じた源泉徴収税の納税義務を、当社が満足する方法で果たさなければならないものとする。

当社及びその子会社は、上記の全ての義務が果たされるまでの間、普通株式の発行、支払又は普通株式の譲渡若しくは処分を認める必要はないものとする。管理者が許可又は要求する限りにおいて、本来であれば参加者に対して若しくは参加者のために支払われるべき報酬から現金を当社が差し引くか、本来であれば当該報奨若しくは参加者が保有するその他の報奨に基づき参加者に対して発行される普通株式の一部を当社が差し引くか、又は参加者が当社に対して現金若しくは（管理者が認める場合）普通株式を提供することによって、上記の義務を果たすことができるものとする。

16 雑則

(a) 株主としての権利

本プラン規則に別途規定される場合を除き、参加者は、当社及び/又は当社が随時指名する名義書換代理人若しくはその他の管理人の株主名簿上に普通株式の保有者として登録されるまで、本プランに基づく報奨に関する普通株式の保有者としていかなる権利も有さないものとする。

(b) 貸付の禁止

当社又はその子会社若しくは関連会社から参加者に対する貸付は、本プランに関連して行うことはできない。

(c) 通貨及びその他の制限

現金又は普通株式による報奨の交付を行う当社の義務は、あらゆる政府により課される通貨及びその他の制限に服するものとする。

(d) 雇用又は役務に対する権利の否定、報奨に対する権利の否定

本プラン及び本プラン規則に基づき行われた行為のいずれも、ある者に対して当社又はその子会社若しくは関連会社に雇用される又は役務を提供する権利を付与するものであると解釈されないものとする。本プランは、当社又はその子会社若しくは関連会社がある者の雇用又は役務を終了させる権利をいかなる時でも妨げず又は何ら制限するものではない。本プラン規則に規定する場合を除き、いかなる従業員又はその他いかなる者も本プランに基づく報奨の付与を要求する権利又は本プランに基づく報奨の付与を受ける権利を有さないものとする。報奨を受領することにより、参加者は、(i)報奨は本プランの条件によつてのみ規律されること（参加者に対する責任を負うことなくいつでも本プランを修正する又は取り消す当社の権利を含む。（報奨の条件により規定される範囲において、本プランに基づき既に付与された報奨を除く。））、(ii)報奨は給与の構成要素ではなく、参加者は、雇用条件に基づき、又は、本プランに基づく報奨を受領するか若しくは付与されることにより、本プラン又はその他のプランに基づき将来的に自身に報奨が付与されるよう要求する権利を有さないこと、(iii)本プランに基づき受領した報奨の金額は、解雇手当又はその他の退職金の計算から除外されること、並びに(iv)オプション及び普通株式の保有並びにオプションの行使に適用される全ての法律、規則及び規制（通貨及び為替に関する法律、規則及び規制を含む。）に基づき必要な全ての承認を申請し、かかる法律、規則及び規制に基づき要求される全ての通知を行い、かつ、かかる法律、規則及び規制を遵守することを確認し同意する。

(e) 受益者の指名

管理者が許可する範囲において、本プランにおける各参加者は、かかる参加者が本プランに基づく全部又は一部の給付を受領する前に死亡した場合にかかる給付を受領する1名又は複数名の受益者（偶発又は相次ベースで指名することができる。）を随時指名することができるものとする。管理者が別途決定しない限り、かかる各指名は、同一の参加者による全ての従前の指名を無効とするものであり、管理者により指定される形式によるものとし、かつ、参加者の生存中に参加者が当社又はその指名する者に届け出た場合にのみ有効であるものとする。かかる指名が行われなかった場合、参加者の死亡時に未払いとなっている給付は、当該参加者の相続人に支払われるものとする。

(f) 経費及び費用

本プランの管理にかかる経費及び費用は当社が負担するものとし、報奨又は参加者に請求されないものとする。

(g) 端株

普通株式の端株は報奨に基づき発行又は譲渡されないものとする。但し、管理者は、その裁量により、端株に代わる現金の支払を指図すること又は端株を切り捨てることのできるものとする。

(h) 本プランの資金調達

本プランは非積立型の制度である。当社は、本プランに基づく報奨の支払を確保するために特別勘定又は別勘定を開設し資金を積み立てる必要はなく、その他いかなる資産の分離も行う必要はない。参加者は、いずれの時点においても、その報奨に関して、当社の一般債権者であるものとする。管理者又は当社が本プランに基づく報奨の支払のために信託又はその他のものに資金を積み立てることを選択した場合、かかる資金は、いずれの時点においても、当社の破産又は支払不能の際には当社の債権者による請求の対象となるものとする。

(i) 継承者

本プランに基づき付与された報奨に関する本プラン上の当社の全ての義務は、当社の継承者を拘束するものとする（かかる継承者の存在が当社の事業及び/又は資産の全部又は実質上全部の直接又は間接的な買収、合併、連結又はその他によるものであるか否かを問わない。）。

(j) ジェンダー及び数

文脈により別途示される場合を除き、本プラン規則において使用される男性用語は女性形も包含するものとし、本プラン規則において使用される女性用語は男性形も包含するものとする。また、複数形は単数形も包含するものとし、単数形は複数形も包含するものとする。

(k) 可分性

本プランのいずれかの条項が何らかの理由で違法又は無効である場合には、かかる違法又は無効である条項は本プランの残りの部分に影響を及ぼさないものとし、本プランはかかる違法又は無効な条項が含まれていなかったものとして解釈され実施されるものとする。

(l) 解釈の規則

本プランの条項において、法律、規則又は規制に言及する場合にはいつでも、かかる条項は、その時点で有効な法律、規則又は規制に言及するとみなされるものとする。また、かかる法律、規則又は規制が後に改正又は差替えられた場合には、改正又は差替え後の法律、規則又は規制に言及するとみなされるものとする。「含む」という用語は、「含むが、これに限られない」という意味を含むとみなされるものとする。

(m) 当社に責任がないこと

当社並びに既存の又は今後設立される各子会社若しくは関連会社は、(i)当社の Counsel が本プランに基づき普通株式の適法な発行及び売却にとって必要であるとみなす許可を管轄権を有する規制機関から当社が取得できなかった普通株式を発行又は売却しないこと、並びに(ii)本プランに基づき付与された報奨の受領、行使又は清算により参加者又はその他の者に見込まれるが実現していない税効果について、参加者及びその他の者に対して責任を負わないものとする。

(n) 本プランの非排他性

取締役会による本プランの採択及び本プランの承認のための当社株主への提出のいずれも、取締役会又は委員会が望ましいとみなすその他のインセンティブ取決め(本プランに基づかない制限付株式又はストック・オプションの付与及び内国歳入法第162条(m)において適格となるよう意図されていない取決めを含むが、これらに限られない。)を採択する権限を制限するものであるとは解釈されないものとし、かかる取決めは、一般的に又は特定の場合に適用することができるものとする。

(o) 準拠法

本プランの条項の解釈、規制、有効性及び効力に関する全ての疑義は、連邦法が優先する場合を除き、抵触法の原則を適用することなくニュージャージー州法に従い決定されるものとする。

17 効力発生日、修正及び終了

(a) 効力発生日

本プランは、取締役会により2012年3月8日に採択されており、当社の株主により承認された日(以下「効力発生日」という。)をもって発効するものとする。本プランに基づき付与された報奨は全て、取締役会が本プランを採択した日の1年後の応当日までに株主による本プランの承認を受けることを条件とし、かかる承認より前に行使することはできないものとする。但し、当社の株主による承認がなされない場合には、本プランに基づき以前に付与された報奨は全て、無効となるものとする。

(b) 修正

管理者は、本プランの全部又は一部をいつでも終了させ若しくは随時修正するか、又は報奨契約若しくは報奨を証するその他の書類を修正することができるものとする。但し、かかる終了又は修正の行為は、適用ある法律（報酬の繰延に関する内国歳入法（及びそれに基づく規則）の条項を含む。）若しくは規則及び規制（普通株式が上場されている証券取引所の規則及び規制を含む。）を遵守するため、又はいずれかの会計基準の要件を充足するため若しくはいずれかの会計基準に基づく財務会計上の悪影響を回避するためにかかる終了又は修正が必要又は適切であると管理者が合理的に判断する場合を除き、かかる終了又は修正の日より前に付与された報奨に関する権利又は義務に悪影響を及ぼさないものとする。上記にかかわらず、当社の株主があらかじめ修正を承認していない限り、本プランの修正により(i)本プランに基づき若しくは特定の1名の個人に発行することができる普通株式の最大数が増加する場合（本プラン規則第10条に基づく修正を除く。）、(ii)本プランに基づき報奨が付与可能な最高限度期間が延長される場合、(iii)参加資格者の区分が変更される場合、(iv)オプション及び株式評価益権の付与価格が引き下げられる場合、(v)付与済みのオプション及び株式評価益権の行使価格が引き下げられる場合、又は(vi)その他、修正を有効とするために、本プラン、適用ある法律、若しくは普通株式が取引されている主要な証券取引所の規則に基づき株主による承認が必要とされる場合には、いかなる本プランの修正も有効ではないものとする。

(c) 終了

効力発生日から10年後の応当日又は取締役会が決定するそれより早い日以降は、本プランに基づく報奨の付与は一切行われぬものとする。本プランに基づき報奨を付与する管理者の権限の終了は、本プランの条件の運用又は本プランの失効日以前に付与された報奨に関する当社及び参加者の権利及び義務に影響を及ぼさないものとする。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部【追完情報】

1 本邦における配当等に関する課税上の取扱いの変更について

本書に組み込まれる有価証券報告書の提出日以降、当該有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要 - 10 本邦における配当等に関する課税上の取扱い」の記載事項につき以下の通り変更があった。当該有価証券報告書の記載からの変更箇所は下線で示している。

10 本邦における配当等に関する課税上の取扱い(1) 配当

<変更前>

(前略)

個人株主は、本株式の配当を含む上場株式等の配当所得について、課税年度毎に、適用法令の定めるところに従って、上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度(以下「配当申告分離課税」という。)を選択することができる。配当申告分離課税が選択された場合、配当申告分離課税の対象となる上場株式等の配当所得は、上記の総合課税の対象となる配当所得には含まれないこととなり、適用ある法令に定める要件及び制限に従って当該配当所得と上場株式等の譲渡損失との損益通算が認められる。他方、個人株主が本株式について受けた配当について上記の総合課税による課税に服することになる場合には、当該配当と譲渡損失との損益通算は認められない。個人株主が、本株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税を選択した場合における税率は、通常の20%(所得税15%及び地方住民税5%)に復興特別所得税(但し、平成49年12月31日まで)の税率(所得税額の2.1%)を加えた合計20.315%である。

(中略)

<平成25年度税制改正に関する参考情報>

平成25年3月30日に公布された所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)により、上記に記載した本株式についての配当及び売買損益に係る課税上の取扱いに影響を及ぼす改正(下記の改正を含むがこれらに限定されるわけではない。)がなされている。なお、本書の日現在、当該改正について定める法律の規定は未施行である。

本株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税が選択された場合の損益通算の対象に、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債の利子、平成28年1月1日以後に償還された特定公社債の償還差損益、及び平成28年1月1日以後に譲渡された特定公社債の譲渡損益等が原則として含まれることになる。この改正について定める法律の規定は平成28年1月1日に施行される。

<変更後>

（前略）

個人株主は、本株式の配当を含む上場株式等の配当所得について、課税年度毎に、適用法令の定めるところに従って、上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度(以下「配当申告分離課税」という。)を選択することができる。配当申告分離課税が選択された場合、配当申告分離課税の対象となる上場株式等の配当所得は、上記の総合課税の対象となる配当所得には含まれないこととなり、適用ある法令に定める要件及び制限に従って当該配当所得と上場株式等の譲渡損失との損益通算が認められる。さらに、本株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税が選択された場合の損益通算の対象に、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債の利子、平成28年1月1日以後に償還された特定公社債の償還差損益、及び平成28年1月1日以後に譲渡された特定公社債の譲渡損益等が原則として含まれることになる。他方、個人株主が本株式について受けた配当について上記の総合課税による課税に服することになる場合には、当該配当と譲渡損失との損益通算は認められない。個人株主が、本株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税を選択した場合における税率は、通常の20%(所得税15%及び地方住民税5%)に復興特別所得税(但し、平成49年12月31日まで)の税率(所得税額の2.1%)を加えた合計20.315%である。

（後略）

2 新株予約権の募集について

当社は、2016年2月8日に、当社の2012年長期インセンティブ・プラン(以下、本「第三部 追完情報 - 2 新株予約権の募集について」において「本プラン」という。)に基づき、本邦以外の地域において新株予約権証券(以下、本「第三部 追完情報 - 2 新株予約権の募集について」において「本新株予約権」という。)の募集を開始したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を2016年4月28日に提出している。その内容は以下の通りである。

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券

(2) 新株予約権の内容等

(イ) 発行数

22,336,719個

(注) 本新株予約権の行使により取得される株式(下記に定義される。)は、当社が取得した既発行の自己株式である。上記「発行数」は、付与された本新株予約権が全て行使された場合に取得される株式の数と同数である。

(ロ) 発行価格

0米ドル(0円)

(注) 本書において括弧内の円金額は、1米ドル=109.60円の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行の2016年4月7日現在の対顧客直物電信売買相場の仲値)により計算されている。1米ドル未満及び1円未満の金額は、それぞれ四捨五入してある。

(ハ) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

(二) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1. 株式の種類

当社記名式額面普通株式(額面1.00米ドル)(完全議決権株式であり、権利に何ら限定のない、当社における標準的な株式である。)(以下、本「第三部 追完情報 - 2 新株予約権の募集について」において「株式」という。)

2. 株式の内容

当社の基本定款には、当社取締役会が、当社の基本定款に規定される通り、普通株式に加えて、1以上のシリーズの優先株式をあらゆる金額(但し、いかなる時も2,000,000株を超える優先株式が発行済であってはならない。)で適宜発行することができる旨が規定されている。かかるシリーズの優先株式は、議決権がないか、議決権が限定されているか、又は特別若しくは複式の議決権を享受するものとする。

3. 株式の数

本新株予約権 1個当たり 1株

(全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数: 22,336,719株)

合併、再編成、連結、資本再構成、株式の種類の変更、株式分割、株式併合、会社分割、結合若しくは株式交換、有価証券、財産若しくは現金の配当若しくは分配(定期的な四半期毎の現金配当を除く。)又はその他発行済株式の数若しくは種類に影響を及ぼすような事由若しくは取引の場合には、本プラン(及びその時点において残存している各本新株予約権)に基づき発行することができる株式の数及び種類、本プラン規則第5条及び第6条に規定される制限の対象となる株式の数及び種類、並びに残存している各本新株予約権の条件(当該本新株予約権の対象となる株式の数及び種類、並びに価格、権利確定及びその他の条件を含む。)は、管理者(下記に定義される。)によって公平に調整されるものとし、かかる調整は、管理者の単独の裁量により、1種類以上の株式を対象とする本新株予約権の形をとることができるものとする。かかる調整は、本プランの全ての目的において、最終的なものであり拘束力を有するものとする。かかる調整によりいかなる株式の端株も発行されないものとし、かかる調整は、それぞれの本新株予約権の間で統一されている必要はないものとする。本段落の反対趣旨の規定にかかわらず、本段落に記載する本新株予約権に対する調整は、1986年内国歳入法(その後の改正を含む。)第409条A並びに同法に基づく決定及び規則の下での新株予約権又は本プランに定義される株式評価益権の新たな付与につながらないような方法でなされるものとする。

「管理者」とは、当社取締役会の報酬委員会(以下、本「第三部 追完情報 - 2 新株予約権の募集について」において「委員会」という。)又は(委員会が存在しない場合は)当社取締役会と定義される。

(ホ) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権 1個当たり101.87米ドル(11,165円)

(全ての本新株予約権が行使された場合の払込金額総額: 2,275,441,565米ドル(249,388,395,524円))

(ヘ) 新株予約権の行使期間

2019年2月9日から2026年2月7日まで

(ト) 新株予約権の行使の条件

全ての付与された本新株予約権は付与日から3年後に権利確定し、権利確定日の翌日から行使可能となる。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

該当事項なし

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

本プランに基づき本新株予約権の付与を受けた者(以下、本「第三部 追完情報 - 2 新株予約権の募集について」において「新株予約権者」という。)は、遺言又は相続法及び分配法による場合以外に各本新株予約権につき売却、譲渡、質権設定、移転又はその他担保提供を行うことができず、各本新株予約権は、新株予約権者のみがその生存中に行使することができるものとする。

(3)発行方法

当社並びにその子会社及び適格関連会社の適格従業員8,485名（日本を除く。）への割当

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

アメリカ合衆国、ヨーロッパ諸国など全世界規模（52カ国）

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額： 2,275,441,565米ドル（249,388,395,524円）（注）

（注） 新株予約権証券の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した見込額である。

使 途： 本新株予約権の募集は、当社の成功と成長に責任のある従業員に対してストック・オプションを付与すること、かかる者の利害と当社の株主の利害をより密接に関連させること、当社並びにその子会社及び関連会社が、多様かつ有能な集団であるかかる者につき、競争力のある方法での採用、維持及び動機付けを行うのを支援すること、並びにかかる者に関連する業績に連動した支払の促進を支援することを目的としており、資金調達を目的としていない。また、本新株予約権の行使の決定は新株予約権者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を当社の資金計画に織り込むことは困難である。従って、事業目的のための資金に充当する予定であるが、具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定する。

(7) 新規発行年月日

2016年2月8日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし

(9) 提出者の資本金の額及び発行済株式総数（2016年3月16日現在）

(イ) 資本金の額

3,120百万米ドル（341,952百万円）

(ロ) 発行済株式総数

1. 普通株式

3,119,842,548株

（注） 発行済株式数には、自己株式364,789,926株が含まれる。

2. 優先株式

0株

3 事業等のリスク及び将来に関する事項

本書に組み込まれる有価証券報告書中には「事業等のリスク」及び将来に関する事項が記載されているが、以下の事項を除き、当社の知る限り、これらの事項については本書提出日現在においても重要な変更はない。

当社の実際の経営成績を、当社の将来の予測に関する記載における明示又は黙示の予測と著しく異なるものにさせる可能性のある重要な要因として、以下の要因に重要な変更が生じ、又は以下の要因を追加する。当該有価証券報告書の記載からの変更箇所は下線で示している。

4 事業等のリスク

(1) リスクファクター

<変更前>

(前略)

- ・競争要因(競合会社による技術の向上及び特許の取得、競合会社による新製品の発売、並びに競合会社のブランド製品又はジェネリック製品/自社ブランドによる市場シェアの獲得を含む。)
- ・競合会社による当社の特許に対する異議申立て又は当社の製品が第三者の特許権を侵害しているという申立てで、当社の競争力及び当該製品の販売能力に潜在的に影響を与え、過去の損害の賠償及び将来の特許権実施料の支払が要求される可能性があるもの。具体的には、他社が、当社の重要な医薬品製品の多くの部分を保護している適用特許が失効する前に、かかる製品のジェネリック版又はバイオ後続品を販売しようとして、FDAに簡略医薬品承認申請又はバイオ後続品生物学的製剤承認申請を提出し、あるいは当社の特許の保護範囲及び/若しくは有効性に対する異議申立てをしている。当社がその結果生じた訴訟に勝訴することができなかった場合には、当該製品のジェネリック版又はバイオ後続品が発売され、結果として、大きな市場シェア及び収益を喪失するおそれがある。

(中略)

- ・米国内外の事業に影響を及ぼす法令(税金、価格統制、規制当局による新製品の承認、ライセンス供与及び特許権、環境保護、紛争鉱石、医薬品の再輸入に関して制定される可能性のある法律、取引、金融及び財政政策、並びに証券取引法の遵守に関するものを含む。)

(中略)

- ・コンピューター及び通信システムの障害及び破損(コンピューター・ウイルス、「ハッキング」及び「サイバー攻撃」を含む。)で、当社が事業を行い、また社内及び顧客と連絡を取る能力を低下させ、企業秘密の盗用又はその他資産の不正流用につながり、さもなければ、当社、当社の顧客又はその他のビジネスパートナーに帰属する機密情報の秘密を漏洩させる可能性のあるもの

(中略)

- ・新製品及び既存製品の商業的成功に関する不確実性、並びに当社が戦略的計画を成功裏に実行する能力の不確実性

(後略)

< 変更後 >

(前略)

・競争要因(競合会社による技術の向上及び特許の取得、競合会社による新製品の発売、並びに競合会社のブランド製品又は、バイオ後続品又はジェネリック製品/自社ブランドによる市場シェアの獲得を含む。)

・競合会社による当社の特許に対する異議申立て又は当社の製品が第三者の特許権を侵害しているという申立てで、当社の当該製品の販売能力に不利な影響を与え、市場の排他性における損失に起因する売上の損失を出し、過去の損害の賠償及び将来の特許権実施料の支払が要求される可能性があるもの。具体的には、他社が、当社の重要な医薬品製品の多くの部分を保護している適用特許が失効する前に、かかる製品のジェネリック版又はバイオ後続品を販売しようとして、FDAに簡略医薬品承認申請又はバイオ後続品生物学的製剤承認申請を提出し、あるいは当社の特許の保護範囲及び/若しくは有効性に対する異議申立てをしている。当社がその結果生じた訴訟に勝訴することができなかつた場合には、当該製品のジェネリック版又はバイオ後続品が発売され、結果として、大きな市場シェア及び収益を喪失するおそれがある。

(中略)

・予定された医療機器セグメントにおける再編行為に関する予想される利益及び機会が実現しない又は予想よりも実現に時間を要する可能性(労働力の再編に関し必要な協議過程を含む。)

・新規及び既存の製品の商業的成功、並びに戦略プランの施行の成功(再編プランを含む。)の不確実性

・米国内外の事業に影響を及ぼす法令(税金、値付け及び返済、規制当局による新製品の承認、ライセンス供与及び特許権、環境保護、紛争鉱石、医薬品の再輸入に関して制定される可能性のある法律、取引、金融及び財政政策、並びに証券取引法の遵守に関するものを含む。)

(中略)

・当社のコンピューター及び通信システム、並びに当社の売主のコンピューター及び通信システムの障害及び破損(コンピューター・ウイルス、「ハッキング」及び「サイバー攻撃」を含む。)で、当社が事業を行い、また社内及び顧客と連絡を取る能力を低下させ、企業秘密の盗用又はその他資産の不正流用につながり、さもないければ、当社、当社の顧客又はその他のビジネスパートナーに帰属する機密情報の秘密を漏洩させる可能性のあるもの

(中略)

・市況及び実行中の株式買戻しプログラムが停止又は継続不可能となる可能性

(後略)

4 2015年度の経営成績

以下は、2016年2月24日付でアメリカ合衆国において1934年証券取引所法に従って提出された当社の2016年1月3日に終了した事業年度に係る様式10-Kにおける連結財務書類をもとに作成したものである。

[次へ](#)

連結貸借対照表

(1株当たりの値を除き百万米ドル)

科目	期別	2016年1月3日現在	2014年12月28日現在
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		13,732	14,523
市場性のある有価証券		24,644	18,566
売掛金 - 貸倒引当金268百万米ドル (2014年: 275百万米ドル)控除後		10,734	10,985
棚卸資産		8,053	8,184
前払費用及びその他の受取債権		3,047	3,486
流動資産合計		60,210	55,744
有形固定資産 - 純額		15,905	16,126
無形固定資産 - 純額		25,764	27,222
のれん		21,629	21,832
繰延税金資産		5,490	6,202
その他の資産		4,413	3,232
資産合計		133,411	130,358
負債及び株主持分			
流動負債			
借入金及び支払手形		7,004	3,638
買掛金		6,668	7,633
未払費用		5,411	6,553
割戻し、返品及び促進費引当金		5,440	4,010
未払報酬及び従業員関連債務		2,474	2,751
未払法人税等		750	446
流動負債合計		27,747	25,031
長期債務		12,857	15,122
繰延税金負債		2,562	2,447
従業員関連債務		8,854	9,972
その他の負債		10,241	8,034
負債合計		62,261	60,606
株主持分			
優先株式 - 無額面(未発行授權株式2,000,000株)			
普通株式 - 1株当たり額面価額1.00米ドル (授權株式: 4,320,000,000株、発行済株式: 3,119,843,000株)		3,120	3,120
その他の包括利益累積額		(13,165)	(10,722)
利益剰余金		103,879	97,245
		93,834	89,643
控除: 自己株式 - 取得原価 (364,681,000株及び336,620,000株)		22,684	19,891
株主持分合計		71,150	69,752
負債及び株主持分合計		133,411	130,358

連結損益計算書

(1株当たりの値を除き百万米ドル)

科目	期別	2015年度	2014年度	2013年度
売上高		70,074	74,331	71,312
売上原価		21,536	22,746	22,342
売上総利益		48,538	51,585	48,970
販売費及び一般管理費		21,203	21,954	21,830
研究開発費		9,046	8,494	8,183
進行中の研究開発費		224	178	580
受取利息		(128)	(67)	(74)
支払利息 - 資産計上額控除後		552	533	482
その他の(収益)費用 - 純額		(2,064)	(70)	2,498
事業再編		509		
税引前利益		19,196	20,563	15,471
法人税等		3,787	4,240	1,640
当期純利益		15,409	16,323	13,831
1株当たり当期純利益				
基本的		5.56米ドル	5.80米ドル	4.92米ドル
希薄化後		5.48米ドル	5.70米ドル	4.81米ドル
1株当たり現金配当		2.95米ドル	2.76米ドル	2.59米ドル
加重平均発行済株式数				
基本的		2,771.8百万株	2,815.2百万株	2,809.2百万株
希薄化後		2,812.9百万株	2,863.9百万株	2,877.0百万株

連結包括利益計算書

(単位：百万米ドル)

科目	期別	2015年度	2014年度	2013年度
当期純利益		15,409	16,323	13,831
その他の包括利益(損失) - 税引後				
外貨換算調整額		(3,632)	(4,601)	94
有価証券：				
当期中に生じた未実現利益(損失)		471	156	225
損益への組替		(124)	(5)	(314)
純増減		347	151	(89)
従業員給付制度：				
当期中の過去勤務費用の償却		(21)	(18)	9
過去勤務収益(費用) - 当年度		(39)	211	(27)
当期中の利益の償却		624	400	515
利益(損失) - 当年度		307	(4,098)	2,203
為替変動の影響		148	197	8
純増減		1,019	(3,308)	2,708
デリバティブ及びヘッジ：				
当期中に生じた未実現利益(損失)		(115)	92	344
損益への組替		(62)	(196)	(107)
純増減		(177)	(104)	237
その他の包括利益(損失)		(2,443)	(7,862)	2,950
包括利益		12,966	8,461	16,781

その他の包括利益における税効果は、2015年度、2014年度及び2013年度においてそれぞれ、有価証券については187百万米ドル、81百万米ドル及び48百万米ドル、従業員給付制度については519百万米ドル、1,556百万米ドル及び1,421百万米ドル、デリバティブ及びヘッジについては95百万米ドル、56百万米ドル及び128百万米ドルであった。

連結株主持分変動表

(単位:百万米ドル)

	合計	利益 剰余金	その他の 包括利益 累積額	発行済 普通株式	自己株式
2012年12月30日現在残高	64,826	85,992	(5,810)	3,120	(18,476)
当期純利益	13,831	13,831			
現金配当支払額	(7,286)	(7,286)			
従業員株式報酬及びストック・オプション・ プラン	3,285	(82)			3,367
普通株式の買戻し	(3,538)	(2,947)			(591)
その他	(15)	(15)			
その他の包括利益(損失) - 税引後	2,950		2,950		
2013年12月29日現在残高	74,053	89,493	(2,860)	3,120	(15,700)
当期純利益	16,323	16,323			
現金配当支払額	(7,768)	(7,768)			
従業員株式報酬及びストック・オプション・ プラン	2,164	(769)			2,933
普通株式の買戻し	(7,124)				(7,124)
その他	(34)	(34)			
その他の包括利益(損失) - 税引後	(7,862)		(7,862)		
2014年12月28日現在残高	69,752	97,245	(10,722)	3,120	(19,891)
当期純利益	15,409	15,409			
現金配当支払額	(8,173)	(8,173)			
従業員株式報酬及びストック・オプション・ プラン	1,920	(577)			2,497
普通株式の買戻し	(5,290)				(5,290)
その他	(25)	(25)			
その他の包括利益(損失) - 税引後	(2,443)		(2,443)		
2016年1月3日現在残高	71,150	103,879	(13,165)	3,120	(22,684)

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万米ドル)

科目	期別	2015年度	2014年度	2013年度
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期純利益		15,409	16,323	13,831
当期純利益から営業活動により生じた現金への調整：				
有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費		3,746	3,895	4,104
株式に基づく報酬		874	792	728
ベネズエラに係る調整		122	87	108
資産の評価減		624	410	739
資産 / 事業の売却による純利益		(2,583)	(2,383)	(113)
株式投資取引による純利益				(417)
繰延税金		(270)	441	(607)
貸倒引当金		18	(28)	(131)
資産及び負債の変動 - 企業買収及び売却による影響控除後：				
受取債権の増加		(433)	(247)	(632)
棚卸資産の増加		(449)	(1,120)	(622)
買掛金及び未払費用の(減少) / 増加		(3)	955	1,821
その他の流動及び固定資産の減少 / (増加)		65	442	(1,693)
その他の流動及び固定負債の増加 / (減少)		2,159	(1,096)	298
営業活動から生じた正味現金		19,279	18,471	17,414
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得		(3,463)	(3,714)	(3,595)
資産 / 事業の処分による収入 - 純額		3,464	4,631	458
買収 - 取得現金控除後		(954)	(2,129)	(835)
投資有価証券の購入		(40,828)	(34,913)	(18,923)
投資有価証券の売却		34,149	24,119	18,058
その他(主に無形固定資産)		(103)	(299)	(266)
投資活動に使用した正味現金		(7,735)	(12,305)	(5,103)
財務活動によるキャッシュ・フロー				
株主に対する配当金		(8,173)	(7,768)	(7,286)
普通株式の買戻し		(5,290)	(7,124)	(3,538)
短期債務発行による収入		2,416	1,863	1,411
短期債務の償還		(1,044)	(1,267)	(1,397)
長期債務発行による収入		75	2,098	3,607
長期債務の償還		(68)	(1,844)	(1,593)
ストック・オプションの行使による収入 / タックス・ベネフィット超過分		1,295	1,782	2,649
その他		(57)		56
財務活動に使用した正味現金		(10,846)	(12,260)	(6,091)
現金及び現金同等物に対する為替変動の影響		(1,489)	(310)	(204)
現金及び現金同等物の(減少) / 増加		(791)	(6,404)	6,016
現金及び現金同等物の期首残高		14,523	20,927	14,911
現金及び現金同等物の期末残高		13,732	14,523	20,927

連結キャッシュ・フロー計算書(続き)

(単位:百万米ドル)

科目	期別	2015年度	2014年度	2013年度
補足キャッシュ・フロー情報				
期中における現金支払額:				
利息		617	603	596
利息 - 資産計上額控除後		515	488	491
法人税等		2,865	3,536	3,155
現金を伴わない投資及び財務活動の内訳				
従業員株式報酬及びストック・オプション・プランに 関して発行された自己株式 - 受取現金控除後		1,196	1,170	743
債務の転換		16	17	22
買収				
取得資産の公正価値		1,174	2,167	1,028
引受負債及び非支配持分の公正価値		(220)	(38)	(193)
買収において支払われた正味現金		954	2,129	835

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込む。

- ・有価証券報告書（2014事業年度 自 2013年12月30日 至 2014年12月28日・2015年6月25日提出）
- ・半期報告書（中間会計期間 自 2014年12月29日 至 2015年6月28日・2015年9月25日提出）

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本書の添付書類としている。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし

(訳文)
独立登録会計事務所の監査報告書

ジョンソン・エンド・ジョンソン
株主及び取締役会 各位

私どもの意見によれば、添付の連結貸借対照表並びに連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動表及び連結キャッシュ・フロー計算書は、全ての重要な点において、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその子会社の2014年12月28日及び2013年12月29日現在の財政状態、並びに2014年12月28日に終了した3年間の各事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローを、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して適正に表示している。さらに、私どもの意見によれば、会社は2014年12月28日現在、トレッドウェイ委員会組織委員会(以下「COSO」という。)が公表した「内部統制 統合的枠組み(2013年)」で定められている基準に基づいて、全ての重要な点において、財務報告に関する有効な内部統制を維持していた。これらの財務書類、財務報告に関する有効な内部統制の維持、並びに添付されている「財務報告に関する内部統制についての経営陣の報告書」に含まれる財務報告に関する内部統制の有効性の評価についての責任は、会社の経営陣にある。私どもの責任は、私どもの統合監査に基づいて、これらの財務書類及び会社の財務報告に関する内部統制について意見を表明することである。私どもは、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうか、及び財務報告に関する有効な内部統制が全ての重要な点において維持されていたかどうかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。私どもの財務書類の監査は、財務書類における金額及び開示を裏付ける証拠の試査による検証、適用された会計原則及び経営陣が行った重要な見積の検討、並びに財務書類全体としての表示に関する評価を含んでいる。私どもの財務報告に関する内部統制の監査は、財務報告に関する内部統制についての理解を得ること、重要な欠陥の存在に関するリスクの評価、並びに評価したリスクに基づいた内部統制の整備及びその運用状況の有効性の検証及び評価を含んでいる。私どもの監査は、状況に応じて私どもが必要と考えるその他の手続きの実施も含んでいる。私どもは、私どもの監査が私どもの意見表明のための合理的な基礎を提供していると確信している。

会社の財務報告に関する内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した外部報告目的の財務書類の作成について合理的な保証を提供するために整備された手続きである。会社の財務報告に関する内部統制は、以下についての方針及び手続きを含んでいる。()会社の取引及び資産の処分を合理的に詳細、正確かつ公正に反映する記録の維持に関するもの、(ii)一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類を作成するために必要な取引が記録されていることについて、また会社の収入及び支出は会社の経営陣及び取締役の承認に基づいてのみ発生していることについて、合理的な保証を提供するもの、並びに(iii)財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産の未承認の取得、利用又は処分の防止又は適時発見に関して合理的な保証を提供するもの。

財務報告に関する内部統制には固有の限界があるため、虚偽の表示が防止又は発見されない可能性がある。また、将来における有効性の評価の予測には、状況の変化により統制が不十分となるか、方針又は手続きへの準拠の程度が低下するといったリスクが存在する。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー
フローラム・パーク、ニュージャージー
2015年2月23日

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Shareholders and Board of Directors of Johnson & Johnson:

In our opinion, the accompanying consolidated balance sheets and the related consolidated statements of earnings, statements of comprehensive income, statements of equity, and statements of cash flows present fairly, in all material respects, the financial position of Johnson & Johnson and its subsidiaries at December 28, 2014 and December 29, 2013, and the results of their operations and their cash flows for each of the three years in the period ended December 28, 2014 in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. Also in our opinion, the Company maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of December 28, 2014, based on criteria established in Internal Control - Integrated Framework (2013) issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO). The Company's management is responsible for these financial statements, for maintaining effective internal control over financial reporting and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting, included in the accompanying "Management's Report on Internal Control over Financial Reporting." Our responsibility is to express opinions on these financial statements and on the Company's internal control over financial reporting based on our integrated audits. We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audits to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement and whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects. Our audits of the financial statements included examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. Our audit of internal control over financial reporting included obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists, and testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk. Our audits also included performing such other procedures as we considered necessary in the circumstances. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinions.

A company's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles. A company's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (i) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (ii) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (iii) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use, or disposition of the company's assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

/s/ PricewaterhouseCoopers LLP
PricewaterhouseCoopers LLP
Florham Park, New Jersey
February 23, 2015

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。